

平成 26 年度

農林水産省

食品産業グローバル展開インフラ整備委託  
事業のうち食品規格等準備調査（ロシア）

報告書

平成 27 年 3 月

アイ・シー・ネット株式会社

## 目次

I	食品関連規格基準等調査	3
I-1	食品関連法規の枠組み及び個々の法規の概要	3
I-1-(1)	国際協定	3
I-1-(2)	地域協定	3
I-1-(3)	国内の規定	6
I-1-(4)	国家標準規格（GOST）	8
I-2	ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規	8
I-2-(1)	食品の安全性に関する法規の具体的内容	9
I-2-(2)	食品の包装に関する法規の具体的内容	11
I-2-(3)	食品添加物に関する法規の具体的内容	12
I-2-(4)	食品表示に関する法規の具体的内容	14
I-3	ロシア向け輸出重点品目（調味料類、レトルト食品、めん類、健康食品、乳・乳製品及びアルコール飲料）に関連する規格の具体的内容	15
I-3-1	調味料類	16
I-3-2	レトルト食品	17
I-3-3	めん類	18
I-3-4	健康食品	18
I-3-5	牛乳・乳製品	20
I-3-6	アルコール飲料	23
II	日本産品に係る輸出手続き等	27
II-1	輸出に関する手続き	27
II-1-(1)	輸出ルート、通関手続き及び申告について	27
II-1-(2)	EAC マーク認証制度	33
II-1-(3)	現地インポーターの現状について	37
II-2	流通・販路拡大に関する現状と手続き	37
II-2-(1)	主要な小売・卸業者等、業界構造と流通ルートについて	37
II-2-(2)	流通マージン等の商習慣について	38
II-2-(3)	低温物流、冷凍物流の現状について	39
II-3	拠点設立に関する現状と手続き	39
II-3-(1)	外資に対する投資規制について	39
II-3-(2)	登録申請手続きについて	39
II-4	ロシアにおける食品に関する購買行動	40
II-4(1)	食文化、食品購買状況について	40

II-4 (2) 日本産品に対する意識等について .....	41
添付資料 .....	46

---

## I 食品関連規格基準等調査

### I-1. 食品関連法規の枠組み及び個々の法規の概要

ロシアにおける食品関連法規の枠組みを理解するためには、次のレベルでどのような規定があるかについて理解することが必要である。

- (1)国際協定
- (2)地域協定
- (3)国内の規定
  - a)連邦法 (Federal Laws)
  - b)連邦政府文書 (農産品の生産と貿易に関連するもの)
- (4)国家標準規格 (GOST)

#### I-1-(1) 国際協定

2011年12月16日にジュネーブにて開催された世界貿易機関(WTO)公式閣僚会議において、ロシアのWTO加盟が承認された。2012年7月23日、ロシア政府はWTO事務局に対しWTO加盟の批准手続きが完了したと正式に通知、8月22日にロシアは156番目のWTO加盟国となった。そのため、WTO/SPS協定の定めている国際基準である国際食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission CAC)、国際植物防疫条約(International Plant Protection Convention IPPC)、及び国際獣疫事務局(L'Office international des epizooties OIE)の定める科学的な基準に基づく国内法制度を導入する義務を負っている。ロシアはWTO加盟交渉の際に、国内基準をこれらの国際基準に適合させることを約束しており、国内法、例えば「食品の品質と安全性に関する連邦法」においても、その第2条において、国内法と、ロシアが加盟している国際条約の間に食い違いが見られた場合には、国際条約の規定が優先することとされている。

#### I-1-(2) 地域協定

ロシアは、2010年1月に発足したユーラシア関税同盟(またはロシア・ベラルーシ・カザフスタン3か国関税同盟)の構成国である。関税同盟発足を契機に、商品、サービス、資本、労働力の移動の自由化実現に向けた経済統合が進むこととなっている。規格認証の分野では、関税同盟内で統一的に適用される関税同盟技術基準が段階的に制定されている。技術基準は以下の目的で適用される：

- ・ 国民の生命と健康、個人と法人の財産の保護
- ・ 環境保護

- ・ 購買者（消費者）を混乱させる行為の予防
- ・ エネルギー効率の確保

2015年3月15日の段階で34分野の技術規準が採択されている<sup>1</sup>。そのうち下表に示す11の技術規準が食品の安全性・規格に関するものである<sup>2</sup>。

名称	発効年月日	番号
包装に関する関税同盟技術規準(2011年8月)	2012/6/1	TPTC005/2011
子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規準(2011年9月)	2012/6/1	TPTC007/2011
穀物の安全性に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC015/2011
食品の安全性に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC021/2012
食品の安全性に関する関税同盟技術規準（食品表示）(2011年12月)	2013/6/1	TPTC022/2011
果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC023/2011
油脂食品に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC024/2011
栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準(2012年6月)	2013/6/1	TPTC027/2012
食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準(2012年6月)	2013/6/1	TPTC029/2012
乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準（2013年10月）	2014/5/1	TPTC033/2013
肉及び肉製品の安全性に関する関税同盟技術基準（2013年10月）	2014/5/1	TPTC034/2013

技術規準は、ロシア連邦が締結する国際協定（関税同盟規則）あるいはロシア国内法（国内規則）により策定される。

関税同盟規則の所管官庁は2012年以降段階的にユーラシア経済委員会に移行されるよう

<sup>1</sup> 以下のサイトから入手可能：

- ・ 関税同盟委員会の公式サイト：  
<http://tsouz.ru/db/techreglam/Pages/technicalreglament.aspx>
- ・ GOSTの公式サイト：  
[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/GOSTRU/directions/TechnicalRegulation/TechnicalRegulationses](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/GOSTRU/directions/TechnicalRegulation/TechnicalRegulationses)
- ・ ユーラシア委員会（Eurasian Commission）の公式サイト：  
<http://www.eurasiancommission.org/ru/act/texnreg/deptexreg/tr/Pages/TRVsily.aspx>

<sup>2</sup> 規準につけられているTPTCはロシア語（キリル文字）で関税同盟技術規準の頭文字を並べたもので、ローマ字ではTRTSに相当する。

になっている。近年、ロシアは、国内規則の採択をやめ、関税同盟規則を採用する方針をとっている。更に、「ユーラシア経済連合の技術規準の対象と重複する規制対象への国内規則の効力停止について」（2010年9月20日付関税同盟委員会決定384号）により、関税同盟技術規準が適用される規制対象品目への国内規制の適用が停止されている一方で、関税同盟規準が採択されていない規制対象品目には国内技術規則が適用されることに注意する必要がある。

上に挙げた関税同盟技術規準は、現在のロシアにおいて、食品衛生・食品規格の分野において直接的な法的効力を持っている。第II章で述べる、EACマーク認証による認証制度はこの関税同盟技術規準を基にしている、これらの技術規準は、すべての食品に横断的に適用される基本的な規準（上の表で網掛けをしたもの）と個別の食品（個別の食品グループ）に適用される規準に分けられる：

#### 横断的な規準

- ① 包装の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC005/2011）
- ② 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC021/2011）」
- ③ 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（食品表示）（TPTC022/2011）
- ④ 食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準（TPTC029/2012）

これらの技術規準は現在のロシアの食品安全に関する最も重要な法的規則となっている。詳しくは、「I-2. ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規」で述べることにする。

#### 個別の食品グループに適用される規準

- ア. 子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC007/2011）
- イ. 穀物の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC015/2011）
- ウ. 果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準（TPTC023/2011）
- エ. 油脂食品に関する関税同盟技術規準（TPTC024/2011）
- オ. 栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC027/2012）
- カ. 乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC033/2013）
- キ. 肉及び肉製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC034/2013）

「栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC027/2012）」と「乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC033/2013）」については、「I-3. ロシア向け輸出重点品目に関連する規格の具体的内容」で詳しく説明す

ることとする。

### I-1-(3)国内の規定

#### a)連邦法 (Federal Laws)

連邦法とは、ロシア連邦の下院および上院で承認され、かつ、大統領によって署名されたものであって、ロシア連邦の権限およびロシア連邦と地方の共同権限に基づいて、特定の問題を規制する優越的な法的権限を有する規則である。

連邦消費者権利保護・福利監督局 (Federal Consumer Rights Protection and Human Health Control Service、“Deralebnadzor”) はロシアにおいて、国民の衛生、疫学的健康、および、消費者の権利保護の分野において統制と監督を行っている。以前は、保健・社会発展省に属していたが、現在は連邦政府直属の独立した機関となっている。

ロシアにおいては、食品分野では、次の4つの連邦法が重要である。これらの連邦法は連邦消費者権利保護・福利監督局の公式サイトよりダウンロードできる (ロシア語)。<sup>3</sup>

名称	内容
2000年1月2日付連邦法第29-FZ号「食品の品質と安全性に関する連邦法」(Federal Law on the Quality and Safety of Food Products)	食品の品質と安全性の確保の分野における国家管理 (新たな食品の国家への登録、関連規格の順守の確認など)、ならびに、食品の品質と安全性の確保のための一般的要求事項を定めている。
1999年3月30日付連邦法第52-FZ号「国民の衛生・疫学面での厚生について連邦法」(Federal Law on the Sanitary and Epidemiological Welfare of the Population)	輸入製品を含め、製品の衛生と疫学面における一般的要求事項、衛生と疫学に関する管理のための一般的規則およびそれぞれの要求事項に違反した場合の責任を定めている。
1992年2月7日付法律第2300-1号「消費者の権利保護についての連邦法」(Federal Law on Consumers' Rights Protection)	取得された製品または提供されたサービスの品質および安全性に関連する消費者の権利、かかる権利の行使のための仕組みを定めている。
2002年12月27日付連邦法第184-FZ号「技	技術基準に関する原則、ならびに適用され

3

[http://rospotrebnadzor.ru/documents/documents.php?arrFilter\\_ff%5BNAME%5D=&arrFilter\\_pf%5BVID\\_DOC%5D=115&arrFilter\\_pf%5BNUM\\_DOC%5D=&arrFilter\\_pf%5BGOD%5D%5BLEFT%5D=&arrFilter\\_pf%5BGOD%5D%5BRIGHT%5D=&set\\_filter=%CD%E0%E9%F2%E8&set\\_filter=Y](http://rospotrebnadzor.ru/documents/documents.php?arrFilter_ff%5BNAME%5D=&arrFilter_pf%5BVID_DOC%5D=115&arrFilter_pf%5BNUM_DOC%5D=&arrFilter_pf%5BGOD%5D%5BLEFT%5D=&arrFilter_pf%5BGOD%5D%5BRIGHT%5D=&set_filter=%CD%E0%E9%F2%E8&set_filter=Y)

術基準に関する連邦法」 (Federal Law on Technical Regulation)	る規格と技術規則を順守していることに対する義務的および自主的な確認に関する基本的規則を定めている。さらに、証明機関の認定に関する基本的規則を定めている
---	---

更に、次の4つの品目に関する技術規準(Technical Regulation:TR) を定めた連邦法が定められた。

- i. 果物・野菜果汁に関する技術規則 (2008年10月27日付連邦法178号)<sup>4</sup>
- ii. 油脂製品に関する技術規則 (2008年6月24日付連邦法90号)<sup>5</sup>
- iii. 子供及び青年を対象とした食品の安全性に関する技術規則 (2009年4月7日付連邦法307号)<sup>6</sup>
- iv. エチルアルコール、スピリッツ、アルコール飲料の生産、取扱いの国家規則に関する連邦法(1995年11月22日付連邦法171号等)<sup>7</sup>

このうち、i から iii は、対応する関税同盟技術規準 (果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準 (TPTC023/2011)、油脂食品に関する関税同盟技術規準 (TPTC024/2011)、子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規準 (TPTC007/2011)) が発効したことにより、移行期間を経て2015年2月15日に廃止されている。

#### b)連邦政府文書 (政令)

ロシア連邦の憲法の規定、連邦法、および、ロシア連邦大統領の政令の規定を実施するために採択された規則であって、ロシア連邦政府議長 (=首相) が署名したもの。この中では、強制認証の対象となる製品のリストを定めている2009年12月9日付連邦政府決定第982号「強制認証の対象となる商品、役務・サービスのリストの承認について」

<sup>4</sup>Технический регламент на соковую продукцию из фруктов и овощей  
[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21572](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21572)

<sup>5</sup> Технический регламент на масложировую продукцию  
[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21575](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21575)

<sup>6</sup>Технический регламент о безопасности продукции, предназначенной для детей и подростков  
[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%21%21%24%24570](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%21%21%24%24570)

<sup>7</sup>ФЕДЕРАЛЬНЫЙ ЗАКОН О ГОСУДАРСТВЕННОМ РЕГУЛИРОВАНИИ ПРОИЗВОДСТВА И ОБОРОТА ЭТИЛОВОГО СПИРТА, АЛКОГОЛЬНОЙ И СПИРТСОДЕРЖАЩЕЙ ПРОДУКЦИИ И ОБ ОГРАНИЧЕНИИ ПОТРЕБЛЕНИЯ (РАСПИТИЯ) АЛКОГОЛЬНОЙ ПРОДУКЦИИ  
<http://mpt.tatarstan.ru/eng/info.php?id=492585>



(Government Resolution #982 of December 2009 “on Approval of the Unified List of Products subject to Mandatory Certification and the Unified List of Products for which the Certification of Conformity is made in the Form of a Declaration of Conformity.) が重要である。この連邦政府決定はロシア連邦政府令 2013 年 10 月 4 日 870 号で改正され、多くの項目がこのリストから外されている。

これらの文書は下記のサイトから入手できる（ロシア語）。

2009 年 12 月 9 日付連邦政府決定第 982 号：<http://docs.cntd.ru/document/902189451>

2013 年 10 月 4 日付連邦政府令決定第 870 号 <http://docs.cntd.ru/document/499049345>

#### I-1-(4) 国家標準規格（GOST）

GOST 規格とはソ連、ロシアを含む独立国家共同体で使用されている標準規格である。元々はソ連において国家主導で制定された標準規格であったが、ソ連崩壊後もロシアとソビエト加盟国の間で使用されており、現在では独立国家共同体の加盟国での標準規格として機能している。

独立国家共同体の加盟国同士でも差異がありロシア一国に限定した場合は GOST-R 規格と呼ばれる。ロシアでは、流通する際に品質と安全性が「国家標準規格（GOST-R : GOSSTANDART of RUSSIA）」に適合していることを証明すべき品目がある。ロシア向けに輸出をする場合には、輸入通関時に適合証明の提示が求められるため、これらの証明は事前を取得することが必要である。また、商品の然るべき部分に規格番号を印刷、表示することが義務付けられている。

GOST 規格は以下のサイト（ロシア語）で検索できる。

<http://www.gostbaza.ru/>

更に、GOST 規格の英訳は以下のサイトで検索できる。

<http://gostperevod.com/gost>

これらのサイトには、4000 を超える GOST 規格が載っている。GOST 規格には当該商品の技術的な規格（仕様）を定めたものの他にも、技術用語の定義を定めたもの、特定の物質の測定法を定めたもの等様々なものがある。上に述べたように、関税同盟技術規則の導入が進み、GOST 規格との置き換えが進んでいるところである。

#### I-2. ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規

先にも述べたように、ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規は下に挙げる関税同盟

の技術規準に基づいている。

- 包装の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC005/2011）
- 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（ TPTC021/2011）」
- 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（食品表示）（TPTC022/2011）
- 食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準（TPTC029/2012）

#### I-2-(1) 食品の安全性に関する法規の具体的内容

食品の安全性に関する法規としては、2011年12月の「食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC021/2012）」が2013年6月1日に発効して以来、最も基本的な法規となっている。

この技術規準の目的は、人間の生命・健康の保護、消費者の間違いの防止、環境保護を目的としており（第2条）、以下の40の条項と10の付属文書からなっている。

第1条：適用範囲

第2条：目的

第3条：技術規準の適用の対象

第4条：定義

第5条：市場に流通させるための規則

第6条：関税同盟の技術規準を適用するに当たっての食品の同定

第7条：食品の安全性に関しての基本的な必要事項

第8条：特殊な食品の安全性に関しての必要事項

第9条：清涼飲料水の安全性に関する必要事項

第10条：食品の製造、貯蔵、輸送、販売の過程における安全性の確保

第11条：食品の製造過程における安全性の確保のための必要事項

第12条：食品の製造に用いる水についての必要事項

第13条：食品の製造に用いる原料の安全性についての必要事項

第14条：食品の製造のために用いる場所についての必要事項

第15条：食品の製造のために用いる道具についての必要事項

第16条：食品の製造の際に生じる廃棄物の隔離と保存についての必要事項

第17条：食品の貯蔵、輸送、販売の過程における必要事項

第18条：食品の使用の過程における必要事項

第19条：動物由来の未加工食品の受領過程における必要事項

第20条：食品が安全に関する必要事項に合致していることに対する保証

第21条：食品及びその製造、貯蔵、輸送、販売、使用時の必要事項適合に関する評価の方式

第22条：食品の必要事項適合の評価の申請人

第23条：必要事項に合致していることの宣言

第24条：特殊な食品の政府による登録（子供向けの食品、健康食品、運動選手向けの食品、生物活性のある添加物）

第25条：特殊な食品の政府への登録のための手続き

第26条：特殊な食品の統一リスト

第27条：新しいタイプの食品の政府による登録（遺伝子組み換え食品等）

第28条：新しいタイプの食品の政府による登録のための手続き

第29条：新しいタイプの食品の統一リスト

第30条：獣医・衛生に関する専門家鑑定

第31条：生産物の政府登録

第32条：政府登録を必要とする生産物

第33条：生産物の政府登録の申請

第34条：生産物の政府登録の申請に必要な書類

第35条：生産物の政府登録の申請者に関する情報の変更の手続き

第36条：政府登録を必要とする生産物の統一リスト

第37条：製造された食品の登録

第38条：本技術基準の定めた必要事項遵守のための政府による管理

第39条：食品の表示に関する必要事項（表示の技術基準及び個別の基準）

第40条：調製規定

付属文書1：微生物に関する安全性基準（病原菌：サルモネラ、リステリア、エンテロバクター等）

付属文書2：微生物に関する安全性基準（肉・肉製品、魚・魚製品、穀物・粉・パン、砂糖・菓子類、果実・野菜、油脂、飲料、その他の食品、生物活性を持った食品添加物、妊娠中・授乳中の女性向け食品、幼年期の子供用の食品、その他）

付属文書3：食品の安全基準（重金属、農薬）（肉・肉製品、乳・乳製品、魚、穀物・粉・パン、砂糖・菓子類、果実・野菜、油脂、飲料、その他の食品、生物活性を持った食品添加物、妊娠中・授乳中の女性向け食品、子供用の食品）

付属文書4：放射性元素セシウム137とストロンチウム90の許容量

付属文書5：動物由来の未加工の原材料のための必要事項

付属文書6：魚類、甲殻類、両生類、爬虫類及びそれらの加工品の安全性のための寄生生物の指標

付属文書7：生物活性を有する食品添加物として使用する、植物とその加工品、動物由来の

物質、微生物、キノコ、生物活性物質の一覧表

付属文書 8： 3 歳から 14 歳までの子供の飲料の生産に使う生物活性のある添加物として使用する、あるいは幼児のための薬草茶として使う植物材料の種類

付属文書 9： 子供向け食品の製造のために用いる、ビタミン及びミネラル塩

付属文書 10： 子供向けの食品の生産に使われる食品材料の生産のために使用が禁止されている農薬

これによると、第 7 条第 2 項の規定により、食品の安全性を示す指標は付属文書の 1 から 6 により定められている。同じく第 7 条第 7 項及び第 8 項の規定により、食品の包装、添加物に関しては関税同盟の規準によること、一方、遺伝子組み換え食品については国内法が定めるところに従うべきとされている。

注意を要するのは、ロシアにおいては、子供向け、婦人向け、運動選手向けに特別の安全性指標が定められていることである。また、第 24 条の規定により子供向けの食品、健康食品、運動選手向けの食品、生物活性のある添加物は政府への登録が義務付けられている。更に、第 27 条の規定により、遺伝子組み食品の登録も義務付けられている。

食品の表示については、第 39 条により、食品の表示に関する関税同盟技術規準及び、個別の関税同盟技術規準に従うこととされている。

#### I-2-(2) 食品の包装に関する法規の具体的内容

食品の包装の安全性に関する法規としては、2011 年 8 月の「包装に関する関税同盟技術規準 (TPTC021/20121)」が 2012 年 6 月 1 日に発効し、最も基本的な法規となっている。この技術規準は、以下の 9 の条文と 4 の付属文書からなっている。

第 1 条：適用範囲

第 2 条：定義

第 3 条：市場に流通させるための規則

第 4 条：食品の安全に関する必要事項適合に対する保証

第 5 条：安全性についての必要事項

第 6 条：包装につける表示についての規則

第 7 条：適合の確認

第 8 条：関税同盟加盟国の市場での食品の流通における単一の名称の表示

第 9 条：調製規定

付属文書 1：食品と接触する包装材を構成する物質の衛生安全性指標と基準

付属文書 2：包装材の分析の際に使用するモデル薬剤の一覧表

付属文書 3：包装資材を表す番号、アルファベット、記号

付属文書 4：包装の表示につけるマーク（食品につけるマーク）

この技術規準の第 1 条によると、この技術基準はすべての種類の包装について適用されることとなっている。

梱包材表面には下のようなマークをつけることが定められている。



食料品類



化粧品類



その他

#### I-2-(3) 食品添加物に関する法規の具体的内容

食品添加物に関しては、「食品添加物、香料に関する関税同盟技術法規準 (TR TS 029/2012<sup>8</sup>) が最も基本的な法規となっている。この関税同盟技術規準は 2012 年 7 月 12 日にユーラシア経済委員会理事会 (Council of the Eurasian Economic Commission) において採択され、2013 年 7 月 1 日に発効している。この技術規準は本文 12 条と 24 の付属文書からできており、その概要は以下のようになっている。

第 1 条：適用範囲

第 2 条：目的

第 3 条：技術規準の適用の対象

第 4 条：定義

第 5 条：市場における流通の規則

第 6 条：適用する規則の決定

第 7 条：食品添加物の安全性に及びその使用についての必要事項

---

<sup>8</sup> この文書の仮訳は USDA Foreign Agricultural Service のホームページより入手できる。  
[http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Customs%20Union%20Technical%20Regulation%20on%20Food%20Additives\\_Moscow\\_Russian%20Federation\\_6-25-2013.pdf](http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Customs%20Union%20Technical%20Regulation%20on%20Food%20Additives_Moscow_Russian%20Federation_6-25-2013.pdf)

- 第 8 条：食品添加物の製造過程、保存、輸送、販売、処分の際の必要事項  
第 9 条：食品添加物の表示に関しての必要事項  
第 10 条：規則の遵守に関するアセスメント  
第 11 条：関税同盟加盟国の市場での食品の流通における単一の名称の表示  
第 12 条：調製規定

付属文書 1：香料に関する安全性の要求

付属文書 2：食品の製造に使用が許されている食品添加物のリスト

付属文書 3：固化防止剤（Anti-Caking Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 4：酸化防止剤（Antioxidants）の使用に際しての衛生基準

付属文書 5：小麦粉処理物質（Flour Processing Substances）の使用に際しての衛生基準

付属文書 6：ツヤ出し剤（Glazing Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 7：酸及び酸度調整剤（Acids and Acidity Regulators）の使用に際しての衛生基準

付属文書 8：食品保存剤（Preserving Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 9：発色剤（Coloring Agents）を使用して製造してはならない食品

付属文書 10：ある種の発色剤（Coloring Agents）を使用して製造することが許されている食品

付属文書 11：発色剤（Coloring Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 12：保持剤（Carrying Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 13：甘味剤（Sweetening Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 14：スプレー用高圧ガス（Propellant）と包装用のガスの使用に関する衛生基準

付属文書 15：安定剤（Stabilizer）、乳化剤（Emulsifier）、つめくさ、充填材（Fillers, and Thickeners）の使用に関する衛生基準

付属文書 16：旨味、芳香増進剤（Taste and Flavor Enhancers）の使用に関する衛生基準

付属文書 17：色素保持剤・安定剤（Color Retention (Stabilization) Agents）の使用に関する衛生基準

付属文書 18：技術規準に従って利用されている食品添加物のリストとその許容レベルの両方が定まっている食品

付属文書 19：食品の芳香増進のために使用が許されている芳香物質のリスト

付属文書 20：植物由来の物質あるいは植物由来の芳香物質を基にした生物活性のある物質の許容レベル

付属文書 21：浄化あるいは濾過のための材料、凝集剤（Flocculants）、溶剤の使用に関する衛生基準

付属文書 22：触媒の使用に関する衛生基準

付属文書 23：抽出及び技術的な用途に使う溶剤の使用に関する衛生基準

付属文書 24：酵母栄養物（栄養成分）の使用に関する衛生基準

付属文書 25：他の技術的な機能を有する補助物質の使用に関する衛生基準

付属文書 26：食品生産に使用が許される酵素調整品

付属文書 27：食品製造に使用が許される酵母調整品の保持のための補助物質（保持物質）

付属文書 28：食品添加物の純度に関する安全要求とその判断基準

付属文書 29：子供用食品に使用する食品添加物の使用に関する衛生基準

#### I-2-(4) 食品表示に関する法規の具体的内容

食品表示に関しては、2011年12月に作成された「食品の安全性に関する関税同盟技術基準（食品表示）TPTC022/2011」が最も基本的な法規となっている。この関税同盟技術規準は2013年6月1日に発効している。この技術規準は4つの条文と24の付属文書からできおり、その概要は以下のようになっている。

第1条：適用範囲

第2条：定義

第3条：市場における流通の規則

第4条：食品の表示に関する必要事項

第1項：包装された食品の表示に関する必要事項

第2項：輸送用の包装につける食品表示の一般的な必要事項

第3項：食品の名称についての一般的な必要事項

第4項：食品成分の呼称についての一般的な必要事項

第5項：食品表示における包装された食品の量の示し方についての一般的な必要事項

第6項：食品表示における食品の製造日の示し方についての一般的な必要事項

第7項：食品表示における食品の棚もちの示し方についての一般的な必要事項

第8項：食品表示における食品の製造者、製造者の代理人及び輸入者の名称、住所の示し方についての一般的な必要事項

第9項：食品表示における食品の栄養価の示し方についての一般的な必要事項

第10項：食品表示における食品の特殊な特性の示し方についての一般的な必要事項

第11項：食品表示において、遺伝子組み換え生物を使って製造された成分の存在に関する情報の必要性

第12項：明白で読解可能な食品表示のための必要条件

第5条：食品表示の必要条件の遵守

付属文書 1：食品の一成分でありながら、食品名で呼ぶことができる食品成分

付属文書 2：基礎栄養素の推奨される一日あたりの摂取量として食品表示に使用すべき摂取量

付属文書 3：食品の栄養価を概数で表す際のルール

付属文書 4：基本的な栄養素を熱量（カロリー）に換算する際の係数

付属文書 5：食品表示において食品の特性について情報を伝える際の用語の使い方、

この技術規準は、食品について情報に十分にアクセスするという消費者の権利を妨害する行為を防ぐことを目的としている（第 2 条第 3 項）。表示には次の情報が含まれていなければならない（第 4 条第 1 項）：

- ① 食品の名称
- ② 食品の成分
- ③ 食品の量
- ④ 食品の製造日
- ⑤ 食品の有効期限（棚もち）
- ⑥ 食品の保存条件
- ⑦ 食品の製造者の名称と住所
- ⑧ 使用上の注意（調理方法を含む）
- ⑨ 食品の栄養
- ⑩ 遺伝子組み換え生物を使用に関する情報
- ⑪ 関税同盟で定められたマーク

食品の名称、成分等の記載についての要求事項は第 4 条 3 項、及び 4 項に詳しく規定されている。この中で、特に第 4 条第 4 項の 14 に規定されている、アレルギーを起こしやすいとされる成分（ピーナッツ、マスタード、グルテンを含む穀物、卵、大豆等）を含む場合にはその旨を表示することが求められている。

第 4 条第 9 項は、食品表示における栄養価の表示について規定しており、エネルギー（カロリー）、タンパク質・脂肪・炭水化物の含有量、ビタミン・ミネラルの含有量を表示することが求められている。

第 4 条第 10 項及び 11 項は、遺伝子組み換え食品についての表示について規定している。それによれば、遺伝子組み換え食品は「生きた遺伝子組み換え微生物を含んでいる」、「遺伝子組み換え微生物の助けにより得られた」、「遺伝子組み換え微生物の力を借りて作った成分を含んでいる」という表示をすることが求められている。

### **I-3. ロシア向け輸出重点品目（調味料類、レトルト食品、めん類、健康食品、乳・乳製品及びアルコール飲料）に関連する規格の具体的内容**

先に述べたように、これらの個別の食品グループについては、I-2 で述べた一般法規が適用される。ここでは、これらの個別の食品グループにだけ適用される個別の基準について述



べることにする。個別の基準については、ソ連時代からの GOST、更にロシアにより適合させた GOST-R 規格が作られてきた、また、I-1 で述べたように、アルコール飲料、果物・野菜果汁、油脂製品、子供・青年用食品のための国内規則である、連邦技術規則（Technical Regulation:TR）が作られている。現在は、関税同盟の技術基準の作成が進められており、順次、GOST 規格、TR 規格に置き換わっていくこととなっている

### I-3-1 調味料類

日本語の「調味料」という概念は、塩、砂糖、味噌、酢、醤油、みりんという伝統的な調味料から、七味トウガラシ、コショウ、わさびという香辛料、更にドレッシング、マヨネーズというソース類を含む。ロシア語には、日本語の「調味料」に相当する概念は存在しない。

このような状況もあり、現在のところ、このような「調味料」に関する関税同盟の技術基準は存在しない。また、GOST 規格にも「調味料」全体をカバーするような規格はできていない。その代り、いくつかの「調味料」、例えば、香辛料、コショウ、砂糖、塩、ソースなどにはそれぞれ個別の GOST 規格が定められている。代表的なものとして以下の調味料等の技術仕様を示した GOST 規格を挙げるができる。

GOST 番号	内容	採択日
GOST-R 50903-96	Консервы. Соусы овощные. Технические условия (野菜ベースのソース、缶詰、技術仕様)	1997-01-01
GOST 29046-91	Пряности. Имбирь. Технические условия (香辛料、しょうが、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29048-91	Пряности. Мускатный орех. Технические условия (香辛料、にくずくの種、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29045-91	Пряности. Перец душистый. Технические условия (香辛料、香の高い胡椒、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29050-91	Пряности. Перец черный и белый. Технические условия (香辛料、白黒胡椒、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29052-91	Пряности. Кардамон. Технические условия (香辛料、カルダモン、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29053-91	Пряности. Перец красный молотый. Технические условия (香辛料、挽き唐辛子、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29054-91	Пряности. Бадьян. Технические условия (香辛料、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29055-91	Пряности. Кориандр. Технические условия (香辛料、香草、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29051-91	Пряности. Мускатный цвет. Технические условия (香辛料、	1993-01-01

	にくずくの花、技術仕様)	
GOST 29056-91	Пряности. Тмин. Технические условия (香辛料、キャラウェイシード、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29049-91	Пряности. Корица. Технические условия (香辛料、シナモン、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29047-91	Пряности. Гвоздика. Технические условия (香辛料、クローブ、技術仕様)	1993-01-01
GOST 17594-81	Лист лавровый сухой. Технические условия (葉、乾燥月桂樹、技術仕様)	1982-07-01
GOST-R 52989-2008	Соусы на основе растительных масел. Общие технические условия (植物油製ソース、一般的技術仕様)	2010-01-01
GOST-R 52141-2003	Кетчупы. Общие технические условия (ケチャップ、一般技術仕様)	2004-11-01
GOST 30004.1-93	Майонезы. Общие технические условия (マヨネーズ、一般技術仕様)	1997-01-01
GOST-R 52305-2005	Сахар-сырец. Технические условия (生砂糖、技術仕様)	2006-01-01
GOST-R 53035-2008	Сахар жидкий. Технические условия (液状砂糖、技術仕様)	2010-01-01
GOST 21-94	Сахар-песок. Технические условия (グラニュー糖、技術仕様)	1997-01-01
GOST 22-94	Сахар-рафинад. Технические условия (角砂糖、技術仕様)	1996-07-01
GOST-R 51574-2000	соль поваренная пищевая. Техническая условия (食用塩、技術仕様)	2001-07-01
GOST-R 52101-2003	Уксусы из пищевого сырья. Общие технические условия (食用酢、一般技術仕様)	2004-07-01

### I-3-2 レトルト食品

レトルト食品はロシアではまだ確立した概念ではない。業務用のパスタ用のソース等がレトルト・パウチに入れられて販売されているが、その使用説明書にはレトルト・パウチごと温めるのではなく、フライパンに空けてから温めるという指示がしてあることから見ても、日本のような使用法は確立していない。

そのような状況もあり、現状ではレトルト食品についての個別の規格は存在しない。日本のレトルトカレーが日本食材専門店で販売されていたが、包装には関税同盟の技術基準に適合していることを示す、EAC 認証のマークが付けられていた。このことから、現状では、関税同盟の一般法規である関税同盟の 4 つの基準を基にして認証が行われていると考えられる。

### I-3-3 めん類

日本語の「めん類」という概念は、ロシア語ではパスタ類（макаронные изделия）に相当する概念であらわされている。GOST 規格には、穀類加工品、めん類の成分の測定法等を定めたものなど、多くのものがあるが、めん類の技術的な仕様を定めたものには次のものがある。

GOST 番号	内容	採択日
GOST R 52378-2005	Изделия макаронные быстрого приготовления. Общие технические условия（インスタントパスタ、一般仕様）	2006-07-01
GOST R 51865-2002	Изделия макаронные. Общие технические условия（パスタ、一般仕様）	2003-01-01

### I-3-4 健康食品

健康食品についての全体的な規格として、2012年6月の「栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準」（TPTC027/2012）が適用されている。この規準は以下のように12の条文と3つの付属文書からできている。

第1条：適用範囲

第2条：技術規準の目的

第3条：同定のための規則

第4条：定義

第5条：流通に関する規則

第6条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する規則

第7条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の包装と表示に関する規則

第8条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の製造過程、保存、輸送、使用の際の安全性に関する規則

第9条：安全性に関する規則への適合の保障

第10条：適合の評価

第11条：関税同盟構成国の市場における流通の際の統一名称の表示

第12条：調製規定

付属文書1：安全性に関する基準の表示

付属文書2：代用塩の組成

付属文書3：幼児のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の栄養価に関する規則

技術規準第 1 条によれば、この技術規準の目的は、関税同盟の単一市場における運動選手、妊娠中及び授乳中の女性のための、栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する基準を与えるためである。この技術指針は次の食品には適用されない：

- ・ 子供用の栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品を除いた、子供用食品
- ・ 施設等で準備される食品（給食等）
- ・ 天然ミネラルウォーター、医療用のテーブルウォーター、医療用のミネラルウォーター（1 リットル中 1 ミリグラム以下のミネラル補強をしたもの）

技術規準第 6 条によると、栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する技術的な基準は以下の通りである。

栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の製造に用いられる添加物は、「食品の安全性に関する関税同盟技術規準」及び「食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準」の安全基準に従うものでなければならない。

技術規準は以下のことを禁止している：

- ・ 妊娠中あるいは授乳中の女性のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品として、鳥類の肉（冷凍した鳥類の肉を除く）を使用すること。
- ・ 妊娠中あるいは授乳中の女性及び子供のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品として、遺伝子組み換え作物あるいはその部分を使用すること。

技術規準は、妊娠中あるいは授乳中の女性、及び年少の子供のために、次の規定を設けている。

- ・ 妊娠中あるいは授乳中の女性のための食品は、この技術規準の付属文書 1 及び 2 に挙げた規則に従わなければならない。
- ・ 年少の子供のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品はこの技術規準の付属文書 3 に示された基準に適合する必要がある。

代用塩の組成については、この技術規準の付属文書 2 に示した基準に従うことが求められている。代用塩のナトリウム含量は、100 グラム中 120 ミリグラムを超えてはならない。

ヨード補強をした塩類及び代用塩の添加は、関税同盟加盟国の国内法に従う必要がある。

運動選手のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品は、その組成の中に、向精神薬、毒物、ドーピング薬物あるいは代謝物、国際アンチドーピング期間の作成したリストに載っている物質を含んではならない。

グルテンを含まない栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品は、小麦、ライムギ、大麦、えん麦及びその属間雑種を含まない材料で作られなければならない。あるいは、特別の条件の下では、グルテン含有量がキログラム当たり 20 ミリグラム以下の材料から作られていなければならない。

### I-3-5 牛乳・乳製品

牛乳・乳製品に関しては、2014 年 5 月 1 日に発効した 2013 年 10 月の「乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準 (TPTC033/2013)」が基本的な技術的要件を定めている。このほか、乳・乳製品に関する GOST 規格が 153<sup>9</sup>定められている。

「乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準 (TPTC033/2013)」は、下に記す 15 の章と 16 の付属文書からできている。

第 1 章：適用範囲

第 2 章：定義

第 3 章：同定のための規則

第 4 章：関税同盟の加盟国の市場における乳・乳製品の流通に関する規則

第 5 章：生乳・生脱脂乳・生クリームの安全性に関する要求事項

第 6 章：生乳・生脱脂乳・生クリームの生産、保存、輸送、販売、使用に当たっての安全性に関する要求事項

第 7 章：乳製品に対しての安全性に関する要求事項

第 8 章：乳の加工品の製造に不可欠な機能性成分の安全性に関する要求事項

第 9 章：生乳・生脱脂乳・生クリームの生産、保存、輸送、販売、使用に当たっての安全性を保障するための要求事項

第 10 章：乳をベースとした子供用の飲料の安全性に関する要求事項

第 11 章：乳製品の包装の安全性に関する要求事項

第 12 章：乳及び乳製品の表示に関する要求事項

第 13 章：安全性に関する要求事項を満たしていることに対する保証

第 14 章：乳及び乳製品の適合性の評価

第 15 章：関税同盟構成国の市場における流通の際の統一名称の表示

第 16 章：調製規定

---

<sup>9</sup>乳・乳製品に関する GOST 規格については下のウェブサイトを参照のこと：

<http://www.gostbaza.ru/?a=001.067.100>

- 付属文書 1：乳製品の同定に使う物理・化学・微生物的な指標
- 付属文書 1：乳をベースとした子供のための飲料中の微生物の許容量
- 付属文書 3：乳製品の同定に使う外見、構造、味覚、香、色の指標
- 付属文書 4：乳及び乳製品に含まれる潜在的に危険な物質の許容量
- 付属文書 5：生乳・生脱脂乳・生クリームに含まれる、微生物及び体細胞の許容量
- 付属文書 6：生牛乳及び他の家畜の生乳の同定のための指標
- 付属文書 7：牛乳由来の生クリームの同定のための指標
- 付属文書 8：市場に流通させる際の加工乳の製品中の微生物の許容量
- 付属文書 9：子供向けの飲料に含まれる潜在的に危険な物質と酸化劣敗の許容量
- 付属文書 10：就学前及び就学中の子供のための乳製品、乳を含む食品中の潜在的に危険な物質と酸化劣敗の許容量
- 付属文書 11：就学前及び就学中の子供のための乳製品、乳を含む食品中の微生物の許容量
- 付属文書 12：子供向けの乳をベースにした飲料の同定のための物理・化学的指標
- 付属文書 13：就学前及び就学中の子供のための乳をベースにした飲料の同定のための物理・化学的指標
- 付属文書 14：幼児の飲用となる液状または粉状の乳製品中の微生物の許容量
- 付属文書 15：乳をベースとした子供のための食品を製造するために使用が許される食品添加物、芳香物質の一覧表
- 付属文書 16：包装に表示された乳製品の栄養価の実際の栄養価からの誤差の許容量

乳、乳製品に関する GOST 規格のうち、技術仕様に関するものは以下のとおりである。

GOST 番号	内容	採択日
GOST-R 52090-2003	Молоко питьевое. Технические условия (飲料用牛乳、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52687-2006	Продукты кисломолочные, обогащенные бифидобактериями бифидум. Технические условия (ビフィズス菌添加牛乳、技術仕様)	2008-01-01
GOST-R 52054-2003	Молоко натуральное коровье - сырье. Технические условия (生乳、技術仕様)	2004-01-01
GOST-R 52096-2003	Творог. Технические условия (凝乳、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52092-2003	Сметана. Технические условия (サワークリーム、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52093-2003	Кефир. Технические условия (ケフィール、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52091-2003	Сливки питьевые. Технические условия (飲料クリーム、技術仕様)	2004-07-01

GOST-R 52094-2003	Ряженка. Технические условия (リヤージェンカ、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52175-2003	Мороженое молочное, сливочное и пломбир. Технические условия (ミルクアイスクリーム、技術仕様)	2005-01-01
GOST-R 52095-2003	Простокваша. Технические условия (凝乳ヨーグルト、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52783-2007	Молоко для питания детей дошкольного и школьного возраста. Технические условия (未就学/就学児童用牛乳、技術仕様)	2008-07-01
GOST-ED1 2903-82	Молоко цельное сгущенное с сахаром. Технические условия (加糖コンデンスミルク、技術仕様)	1983-01-01
GOST 1923-78	Консервы молочные. Молоко сгущенное стерилизованное в банках. Технические условия (缶詰コンデンスミルク、技術仕様)	1979-01-01
GOST 23621-79	Молоко коровье обезжиренное сухое, поставляемое для экспорта. Технические условия (輸出用乾燥牛乳、技術仕様)	1981-01-01
GOST-R 52790-2007	Сырки творожные глазированные. Общие технические условия (凝乳チーズケーキ、技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 52791-2007	Консервы молочные. Молоко сухое. Технические условия (缶詰乾燥牛乳、技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 51331-99	Продукты молочные. Йогурты. Общие технические условия (乳製品ヨーグルト、一般技術仕様)	2001-01-01
GOST 30625-98	Продукты молочные жидкие и пастообразные для детского питания. Общие технические условия (ベビーフード用液状ペースト状乳製品、一般技術仕様)	2000-10-01
GOST 30626-98	Продукты молочные сухие для детского питания. Общие технические условия (乳児用乾燥牛乳製品、技術仕様)	2000-10-01
GOST 4495-87	Молоко цельное сухое. Технические условия (乾燥非スキムミルク、技術仕様)	1988-09-01
GOST 2903-78	Молоко цельное сгущенное с сахаром. Технические условия (加糖非スキムコンデンスミルク、技術仕様)	1979-01-01

GOST 718-84	Консервы молочные. Какао со сгущенным молоком и сахаром. Технические условия (缶詰加糖カカオコンデンスミルク、技術仕様)	1986-01-01
GOST 719-85	Консервы молочные. Кофе натуральный со сгущенным молоком и сахаром. Технические условия (缶詰加糖天然コーヒーコンデンスミルク、技術仕様)	1986-01-01
GOST 4771-60	Консервы молочные. Молоко нежирное сгущенное с сахаром. Технические условия (缶詰加糖脱脂コンデンスミルク、技術仕様)	1962-01-01
GOST 4937-85	Консервы молочные. Сливки сгущенные с сахаром. Технические условия (缶詰加糖コンデンスクリーム、技術仕様)	1986-01-01
GOST 1349-85	Консервы молочные. Сливки сухие. Технические условия (缶詰乾燥クリーム、技術仕様)	1986-01-01
GOST 10382-85	Консервы молочные. Продукты кисломолочные сухие. Технические условия (缶詰乾燥乳酸製品、技術仕様)	1986-01-01
GOST-R 52253-2004	Масло и паста масляная из коровьего молока. Общие технические условия (乳製バターとバターペースト、技術仕様)	2005-07-01
GOST-R 52969-2008	Масло сливочное. Технические условия (バター、技術仕様)	2010-01-01
GOST-R 52971-2008	Масло топленое и жир молочный. Технические условия (溶融バターと乳脂肪、技術仕様)	2010-01-01
GOST 37-91	Масло коровье. Технические условия (バター、技術仕様)	1992-01-01
GOST 6822-67	Масло шоколадное. Технические условия (チョコレートバター、技術仕様)	1968-07-01

### I-3-6 アルコール飲料

アルコール飲料についての関税同盟技術基準は策定中である。従って、現状では、アルコール飲料についての全体的な規格としては、「エチルアルコール、スピリッツ、アルコール飲料の生産、取扱いの国家規則に関する連邦法(1995年11月22日付連邦法171号等)」が適用されている。この法律に対する最終的な改正は2012年6月25日の連邦法253により行われている。このほかに、個別のアルコール飲料に関するGOST規格が作られている。



「エチルアルコール、スピリッツ、アルコール飲料の生産、取扱いの国家規則に関する連邦法」は、アルコール、スピリッツ及びアルコール飲料の生産と取扱いについて規定している。この法律は、ビール、アルコール含有量 6%以下の飲料には適用されない。この法律により以下のことが規定されている：

- ・ ロシアに輸入されるアルコール含有量 9%以上の飲料についての表示の義務付け、
- ・ 輸入に及びアルコール飲料の輸出業者、輸入業者が業務を行う際に必要とされる書類、
- ・ アルコール飲料についてのロシア語で表示すべき情報、
- ・ ロシアに持ち込まれるアルコール飲料の品質。

アルコールの購入、貯蔵、輸入の免許を所有する輸入者によらなければ、アルコール飲料はロシア連邦税関を通過することはできない。

輸入者は輸入するアルコール飲料に認証スタンプ(excise stamp)を事前に添付しなければならない。認証スタンプには次の事項が示されていなければならない：

- ・ アルコール飲料の名称 (Name) ；
- ・ アルコール飲料の種類 (Type) ；
- ・ アルコール含有量；
- ・ 消費者向けのパッケージに含まれるアルコール飲料の容量；
- ・ アルコール飲料の生産者；
- ・ アルコール飲料の原産国；
- ・ 経済特別区の名称；
- ・ その他の情報

アルコール飲料における、ロシア語による表示義務については、法律 171 号で定めていること他に、以下のことが定められている：

- ・ ビールについては、ビールのタイプ (ライト、セミライト、ダーク) アルコール含有量 (パーセント) (ただし、ノンアルコールビール、香料入りビールを除く)、瓶詰の日付、原材料の組成、栄養価をラベルに表示する必要がある。
- ・ ワインについては、生産者の氏名、住所の他に、(可能であれば) ロシア国内にあって、ロシアの消費者のクレームを受け付ける権限を与えられた者、瓶詰した場所、瓶詰の日付あるいは成熟する日付 (発泡性ワインの場合には瓶の中で成熟する日付)、アルコール含量、糖分の量 (ドライワインのものは除く) が表示されなければならない。発泡性ワイン、香料を加えたワイン、サイダー (リンゴ酒) の場合には糖分含量に基づいた名称、収穫年 (原産地名称が付いたワインについて

は生産地（location）に基づいたもの）アルコール含有量 10%以下のワインについては、賞味期限と栄養価がラベルに示されている必要がある。

- ・ その他のアルコール飲料については、アルコール含有量、瓶詰の日付、原材料（味覚に影響を及ぼす材料）アルコール含有量が 10%以下の者については賞味期限がラベルに表示されている必要がある。

アルコールの飲み過ぎに対する警告は義務的となっている。すべてのアルコール飲料において以下の情報は義務的である。

- ・ 食品添加物、
- ・ 香料、
- ・ 生物活性を持つ食品添加物、
- ・ 非伝統的な原材料、
- ・ バイオテクノロジーによって製造された製品の構成物、
- ・ ロシアの基準、技術規則の義務的な要求事項に照らして健康に害のあるとされている物質の含有量。

アルコール飲料の安全性及び品質については、ロシアの技術基準、規則に定められているレベルを下回ってはならない。税関を通過するためには、アルコール飲料にはロシアの安全性および品質に関する技術基準を満たしていることを証明する書類が必要である。

すべての表示、マークはロシア語に翻訳されて、写し、翻訳は通常的方式に従って認証を得たものでなければならない。

ロシアへのアルコールの輸入に当たっては、安全指標についての基準が厳しいことに留意する必要がある。例えば次のような情報も要求される：

- ・ コニャックやブランディーの場合には、メチルアルコール、アルデヒド、エステルの含有量、
- ・ コニャックやブランディーの場合には鉄分、
- ・ ワインの場合、二酸化硫黄、クエン酸の総含有量、
- ・ ビールや低アルコール飲料の場合、保存剤と微生物の含有量。

アルコール飲料についての、GOST 規格（一般技術仕様）は次のものが存在する。

GOST 番号	内容	採択日
GOST-R 52700-2006	Напитки слабоалкогольные. Общие технические условия (弱アルコール飲料、一般技術仕様)	2008-01-01

GOST-R 51156-2005	Коктейли винные. Общие технические условия (Винкактел飲料、一般技術仕様)	2007-01-01
GOST-R 52845-2007	Напитки слабоалкогольные тонизирующие. Общие технические условия (弱アルコール炭酸飲料、一般技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 51174-98	Пиво. Общие технические условия (ビール、一般技術仕様)	1999-07-01
GOST-R 52558-2006	Вина газированные и вина газированные жемчужные. Общие технические условия (炭酸ワイン及び炭酸パールワイン、一般技術仕様)	2008-01-01
GOST-R 52523-2006	Вина столовые и виноматериалы столовые. Общие технические условия (テーブルワイン及びテーブルワインストック、一般技術仕様)	2008-01-01
GOST-R 52404-2005	Вина специальные и виноматериалы специальные. Общие технические условия (スペシャルワイン及びスペシャルワインストック、一般技術仕様)	2008-01-01
GOST-R 52195-2003	Вина ароматизированные. Общие технические условия (アロマワイン、一般技術仕様)	2005-01-01
GOST-R 52835-2007	Вина плодовые специальные и виноматериалы плодовые специальные. Общие технические условия (スペシャルフルーツワイン及びスペシャルフルーツワインストック、一般技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 52836-2007	Вина плодовые столовые и виноматериалы плодовые столовые. Общие технические условия (テーブルフルーツワイン及びテーブルフルーツワインストック、一般技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 51165-98	Российское шампанское. Общие технические условия (ロシア製スパークリングワイン、一般技術仕様)	1999-01-01
GOST-R 51158-98	Вина игристые. Общие технические условия (スパークリングワイン、一般技術仕様)	1999-01-01
GOST-R 51272-99	Сидры. Общие технические условия (シードル、一般技術仕様)	2000-07-01
GOST-R 51283-99	Вина медовые. Общие технические условия (はちみつワイン、一般技術仕様)	2000-07-01
GOST-R 51159-98	Напитки винные. Общие технические условия (ワイン飲料、一般技術仕様)	1999-01-01
GOST-R 52135-2003	Плодовые водки. Общие технические условия (フルーツウ	2005-01-01

	オッカ、一般技術仕様)	
GOST-R 52191-2003	Ликеры. Общие технические условия (リキュール、一般技術仕様)	2005-01-01
GOST-R 52192-2003	Изделия ликероводочные. Общие технические условия (リキュール、ウォッカ製品、一般技術仕様)	2005-01-01
GOST-R 51618-2000	Коньяки Российские. Общие технические условия (ロシア製コニャック、一般技術仕様)	2002-01-01
GOST-R 51300-99	Кальвадосы Российские. Общие технические условия (ロシア製アップルブランデー、一般技術仕様)	2000-07-01
GOST-R 51355-99	Водки и водки особые. Общие технические условия (ウォッカ及びスペシャルウォッカ、一般技術仕様)	2001-01-01

## II 日本産品に係る輸出手続き等

### II-1. 輸出に関する手続き

#### II-1-(1)輸出ルート、通関手続き及び申告について

##### 1) 輸出ルート

ロシアは土地が広大であるが、ウラル山脈（エカテリンブルク）を境にして、ヨーロッパ側とアジア側に分かれる。この境界は日本からの商品の輸送を考える場合でも該当する。つまり、ウラル以東であれば、シベリア経由、ウラル以西であれば、ヨーロッパ経由で送ることが一つの目安となる。日本からモスクワまでの主たる輸送ルートは次の3つである：

- ①日本からノボロシースク（黒海）まで船で運び、更にトラックでモスクワに向かうルート、
- ②日本からサンクトペテルブルク（バルト海）まで船で運び、更にトラックでモスクワに向かうルート、
- ③日本からナホトカ（ボストーチニー）まで船で運び、更にシベリア鉄道でモスクワに向かうルート。